

西海市立亀岳小学校ホームページ運用規定

1 学校ホームページの目的

本校のホームページは、以下の目的で公開、運用される。

(1) 概要の公開

本校の所在地や連絡先、沿革や資料などを明示し、本校教育活動の概要を公開する。

(2) 教育活動の広報

本校の教育活動について、保護者や地域住民をはじめ広く一般に広報し、学校教育に対する理解と協力を得る。

2 運用上の配慮事項

学校ホームページの運用や情報の公開に当たっては、基本的人権の尊重、個人情報保護、知的所有権（著作権、意匠権など）や肖像権の保護を心掛け、以下の点が十分に配慮されることとする。

(1) 個人情報の保護

個人情報やプライバシーに関わる情報（住所、電話番号、生年月日、国籍など）は、原則として、学校ホームページ上で公開しない。

(2) 児童個人が特定できる写真の掲載

写真と名前が一致し、第三者が見て個人名が特定できる写真は、原則として、学校ホームページ上で公開しない。但し、目的上公開する必要がある場合は、本人及び保護者の同意を得た上で、公開することとする。

(3) 知的所有権(著作権、意匠権など)や肖像権の保護

著作物（出版物、映像、音声など）の知的所有権や肖像権を有するものは、原則として、学校ホームページ上で公開することができない。児童の作品や写真に対しても、これらの権利が発生することを踏まえ、その保護に十分に努めることとする。作品や写真など、上記の権利を有するものを目的上公開する必要がある場合は、権利者の承認を得た上で、公開することができる。

(4) リンクの取り扱い

目的上必要であり、教育的に意義があると認められる場合、学校ホームページより他のサイトにリンクを設けることができる。但し、公的機関のホームページであることを認識し、特定の個人や団体の営利にならないなど、十分に配慮することとする。

(5) その他

学校ホームページの目的に照らし、不適當又は不必要な内容（法令及び公序良俗違反、営利目的など）が公開されないように常に配慮することとする。

3 その他

(1) 学校ホームページの管理責任

学校ホームページに掲載される内容は、すべて学校長の承認を受けることとし、その管理責任は学校長が負う。

(2) 学校ホームページの著作権

本校ホームページの著作権は全て、西海市立亀岳小学校に帰属する。

（３）公開情報に対する指摘への対応

公開情報に対して、児童や保護者を含め、個人及び団体から訂正や削除などの指摘や要請を受けた場合は、速やかに対応し、校内で検討後、指摘や要請に応じた措置を講じることとする。

（４）運用規定の改定

情報化社会の進展などに伴い、本運用規定で対応できない事態が生じた場合は、校内において十分検討を行い、本運用規定を改定することができるものとする。

附則 本規定は職員会議の承認を得て、平成２４年１０月１日から施行する。